

(証券コード 9885)

平成30年6月8日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
(本社事務所)

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号

**株式会社 シャルレ**

代表取締役社長 奥 平 和 良

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日（平成30年6月27日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |              |   |  |
|--------------|---|--|
| 1.日          | 時   | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時   |
| 2.場          | 所   | 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号<br>当 社 ポートアイランドビル 大ホール<br>〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕 |
| 3. 株主総会の目的事項 |   |  |
| 報 告 事 項      | 第43期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）<br>事業報告および計算書類報告の件 |  |
| 決 議 事 項      | 議 案 剰余金の処分の件                                    |  |

以 上

~~~~~  
お願い

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人および代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。
- ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.charle.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(自平成29年4月1日)  
(至平成30年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調にあるものの、海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況で推移しました。

国内レディースインナーウェア市場におきましては、国内市場の停滞が見られる中、個人消費は持ち直しつつも、アジア圏における人件費の上昇や原材料価格の高騰など、依然として厳しい環境が続きました。

このような環境のもと、当社は、中期経営計画に基づき、「販売組織の活性化」、「ビジネスメンバーと顧客との接点強化」、「商品開発の強化」、「収益性の改善」、「新規事業の開拓・展開」に積極的に取り組んでまいりました。

商品面におきましては、衣料品類では、定番商品として、独自の特許技術を取り入れた設計により足運びをスムーズにして歩行をサポートするウエルネス商品である「軽快ウォークボトム」を新たに発売しました。しかしながら、30代から40代層をターゲットにした主力商品である「美意識ブラジャー」については、2色のカラー追加発売を行った前事業年度に比べ、低調に推移したことから、ファンデーション全体の売上高は減少となりました。数量限定商品については、「シャルレ ドレス」よりシーズンに合わせて、カットソー、パンツ、カーディガン、ジャケット等を発売しましたが、低調に推移したため、アウター類全体の売上高は前事業年度を下回りました。また、生活関連商品より、「あったか掛布団カバー」等を発売し、売上高は好調に推移しましたが、発売2年目となる「シャルレウエルネスタウンシューズ」、「冷感敷きパッド」、「冷感ピローパッド」が前事業年度を下回る販売実績となったため、生活関連商品全体の売上高は前事業年度を下回りました。以上の結果、衣料品類全体の売上高は133億38百万円（前事業年度比4.7%減）となりました。

化粧品類では、定番商品として、アルカリ還元水でメイクを落とせる「エタリテ クレンジング ローション」を新たに発売しました。また、数量限定商品として、「シャルレ セルフィア」ブランドより「クリアホワイト」の夏用限定セットを発売するとともに、「エタリテ」ブランドより「エタリテ オーラマージュ」のプレミアム限定セットや「エタリテ オーラマージュ クリームG」を発売し、売上高はいずれも好調に推移しました。しかしながら、既存定番商品の売上高が減少したため、化粧品類全体の売上高は26億30百万円（前事業年度比3.2%減）となりました。

健康食品類では、睡眠の質の向上をサポートする機能性関与成分GABAを配合し、当社の機能性表示食品として「すやさぽGABA」を新たに発売しました。また、コラーゲンとミネラルで構成された成分等を配合した、身体を支える力をサポートする「こつこつボン」を新たに発売しました。平成29年2月より特約店向け「定期お届け便」を導入したことや、メイト会員向け「定期お届け便」の利用者増加により、既存定番商品の売上高が好調に推移しました。これらの結果、健康食品類全体の売上高は10億94百万円（前事業年度比24.4%増）となりました。

営業施策面におきましては、ビジネスメンバーの育成強化を目的とした「新インセンティブ制度」を平成29年4月より運用開始しました。また、ビジネスメンバーが活動しやすい環境を提供するために「シャルレ スマイル プロジェクト2020」を掲げ、当事業年度については、新規メイト会員の増加を目的とした「試着会促進策」を実施するとともに、ビジネスメンバーが顧客より使わなくなったブラジャーやガードルを回収し、繊維製品に再生するための資源等へリサイクルする社会貢献活動に取り組みました。さらに、ビジネスメンバーの活動意欲を喚起するため、「シャルレ チャレンジコンテスト2017」を平成29年9月から11月にかけて実施しました。

通信販売の「シャルレダイレクトサービス」におきましては、訪問販売と融合したビジネス活動を推進するために、既存会員のリピート率の向上を目的とした販促キャンペーン等を実施したことにより、受注件数が増加しました。

平成26年9月に大阪心斎橋に出店しました直営店「シャルレ・ザ・ストア」におきましては、訪問販売におけるビジネスメンバーの活動をサポートする目的で運営してまいりましたが、ビジネスメンバーの活用状況や新規顧客の獲得状況に対する店舗運営コストなどを総合的に判断し、平成29年12月をもって閉店しました。なお、閉店に伴う原状回復費用およびその他諸費用を特別損失として65百万円計上しました。

中期経営計画の一環として、「女性の美と健康」をテーマに取り組んでいる新規事業におきましては、高齢者向け住宅の紹介事業である「カーネーション」のテスト運営を平成29年3月より行っております。また、平成28年6月よりテスト運営を行ってまいりました女性専用サロン事業の「モアレジーム」におきましては、当初の計画目標を大幅に下回ったことなどから、平成29年10月末をもって事業撤退しました。なお、これによる当事業年度における業績に与える影響は軽微であります。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は、健康食品類は前事業年度を上回ったものの、衣料品類および化粧品類の売上高が低調に推移したことなどが影響し、175億10百万円（前事業年度比3.1%減）となりました。利益面につきましては、平成29年9月からの配送料金の値上げが大きく影響しましたが、経費削減に取り組み、営業利益は5億37百万円（前事業年度比18.0%減）、経常利益は5億58百万円（前事業年度比17.9%減）となりました。当期純利益は税金費用が減少したため3億24百万円（前事業年度比17.3%増）となりました。

## 【商材別売上高】

| 商 材 別 品 目 | 第 42 期<br>平成29年 3 月期 |       | 第 43 期<br>平成30年 3 月期 |       |
|-----------|----------------------|-------|----------------------|-------|
|           | 売 上 高                | 構 成 比 | 売 上 高                | 構 成 比 |
|           | 百万円                  | %     | 百万円                  | %     |
| 衣 料 品 類   | 14,002               | 77.5  | 13,338               | 76.2  |
| 化 粧 品 類   | 2,717                | 15.0  | 2,630                | 15.0  |
| 健 康 食 品 類 | 880                  | 4.9   | 1,094                | 6.3   |
| そ の 他     | 468                  | 2.6   | 447                  | 2.6   |
| 合 計       | 18,068               | 100.0 | 17,510               | 100.0 |

(注)構成比率は、それぞれの単純合計額を基に算出し小数点第2位を四捨五入しております。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主な内容は、受注システムネットワーク機器更新設備投資69百万円（器具備品）等であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況

| 区 分             | 第 40 期<br>平成27年 3 月期 | 第 41 期<br>平成28年 3 月期 | 第 42 期<br>平成29年 3 月期 | 第 43 期<br>平成30年 3 月期 |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 18,613               | 18,836               | 18,068               | 17,510               |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,070                | 1,259                | 680                  | 558                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,005                | 1,004                | 276                  | 324                  |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 52.47                | 52.41                | 15.31                | 20.27                |
| 純 資 産 (百万円)     | 20,514               | 21,173               | 19,540               | 19,492               |
| 総 資 産 (百万円)     | 23,772               | 24,222               | 22,509               | 22,032               |

(注) 第42期の当期純利益の減少は、売上高の減少および在庫ロスの増加等により経常利益が減少したことによるものであります。また、第42期の純資産の減少は、自己株式の取得によるものであります。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

### 《会社の経営の基本方針》

#### 「基本理念」

人はみな豊かでなければならない  
我々に関係ある人はみな  
どうしても豊かでなければならない

当社は「豊かさの追求」を基本理念とし、「女性を元気にする日本一のグループ」に向けて、美と健康の事業領域を中心に、シャルレらしい「もの」や、喜びや感動を与える「こと」の提供を追求してまいります。また、生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」をサポートするため、女性たちに活躍の機会を提供し、地域を活性化することによって、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

### 《中期経営計画の進捗状況》

当社は、平成32年3月期に売上高を194億円、売上高営業利益率を5%以上とすることを経営目標として、その達成に向けて中期経営計画（平成28年4月から平成32年3月）を策定し、推進してまいりました。その2年目である平成30年3月期の売上高は175億10百万円（前事業年度比3.1%減）、営業利益は5億37百万円（前事業年度比18.0%減）、売上高営業利益率3.1%（前事業年度比0.5%減）となりました。その取り組み状況および結果は以下のとおりです。

#### ①販売組織の活性化

ビジネスメンバーの活動意欲の向上・活動の継続性を高めるために、「シャルレ スマイル プロジェクト2020」の実施や「新インセンティブ制度」の本格的な運用を開始し、推進強化を図ってまいりました。「シャルレ チャレンジコンテスト2017」におきましては、入賞者数が前事業年度実施分よりも増加するなど、一定の成果が表れました。しかしながら、「試着会促進策」や「新インセンティブ制度」におきましては、当社を取り巻く経営環境の変化に対応できず、新規育成人数は前事業年度を下回り、売上拡大に繋げることができませんでした。

#### ②ビジネスメンバーと顧客との接点強化

インターネット等で通信販売を行っている「シャルレダイレクトサービス」および当社の直営店である「シャルレ・ザ・ストア」のインフラを効果的に活用し、訪問販売と連携することで、メイト（消費者会員）との関係を深め、強固なものとし、既存顧客の定着化を図るとともに、新規顧客の獲得・拡大を行ってまいりました。結果として、通信販売については、メイト向けの「定期お届け便」の推進や新規会員の獲得策を実施することにより、会員人数や受注件数が大幅に伸長し、売上高は増加しました。



他方、直営店は、ビジネスメンバーの活用状況や新規顧客の獲得に対する店舗運営コストなどを総合的に判断し、平成29年12月をもって閉店しました。

### ③商品開発の強化

高機能・高付加価値商品を開発することにより、女性の美と健康をサポートするものづくりを推進してまいりました。特に、化粧品や健康食品など、リピート性の高い商材を拡充することによって、定期的な購入に繋げ、売上と利益の拡大を図ってまいりました。商品開発におきましては、衣料品類では、特許技術を取り入れた機能性の高いウエルネス商品を開発し、当事業年度に発売しました。化粧品類では、基幹商品であるスキンケアシリーズの次期事業年度のリニューアルに向けて、商品開発に取り組んでまいりました。健康食品類では、当社初となる機能性表示食品を発売しました。また、化粧品類の売上高は前事業年度を下回ったものの、健康食品類では、「定期お届け便」制度の効果も相乗し、売上高は前事業年度を上回る結果となりました。

### ④収益性の改善

中長期的に増加が見込まれるコストを構造的に抑制し、収益性の改善を図るために、経常的な経費削減の取り組みを実行してまいりました。しかしながら、配送料金の値上げに伴う物流コストが大幅に増加したため、利益等への影響を大きく受けました。それに加え、売上高の減少もあり、当事業年度における収益性の改善には至りませんでした。

### ⑤新規事業の開拓・展開

前事業年度より、新たな事業の探索・開発に取り組むとともに、女性専用サロン事業および高齢者向け住宅の紹介事業のテスト運営を行ってまいりました。なお、女性専用サロン事業におきましては、当初の計画目標を大幅に下回ったことなどから、平成29年10月末をもって事業撤退しました。

以上、販売組織の活性化策や新規事業の展開等を積極的に推進しつつも、売上高が2期連続減少となったことに加え、物流コストの大幅な増加によって、利益への影響を大きく受けることとなったため、中期的な収益構造の見直しが優先的な課題となりました。

当事業年度の結果を受け、経営環境の変化に柔軟に対応し、課題の改善および解決に確実に取り組むために、中期経営方針、中期経営計画および中期経営目標の見直しを行うこととしました。

新たな中期経営方針、中期経営計画および中期経営目標につきましては策定次第、遅滞なく公表してまいります。

次期事業年度におきましては、化粧品類、健康食品類を主とした高付加価値商品の売上拡大によって、収益率の向上に取り組むとともに、新規事業の早期の開拓および拡大に積極的に取り組んでまいります。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況（平成30年3月31日現在）

①主要な事業内容

レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売

②主要拠点等の状況

| 区 分         | 名 称             | 所 在 地         |
|-------------|-----------------|---------------|
| 本 店         | 本 店             | 神 戸 市 中 央 区   |
| 本 社         | 本 社             | 神 戸 市 須 磨 区   |
| 支 店         | 札 幌 支 店         | 札 幌 市         |
|             | 仙 台 支 店         | 仙 台 市         |
|             | さ い た ま 支 店     | さ い た ま 市     |
|             | 東 京 支 店         | 東 京 都 中 央 区   |
|             | 名 古 屋 支 店       | 名 古 屋 市       |
|             | 神 戸 第 一 支 店     | 神 戸 市         |
|             | 神 戸 第 二 支 店     | 神 戸 市         |
| 配 送 セ ン タ ー | 福 岡 支 店         | 福 岡 市         |
|             | 札 幌 配 送 セ ン タ ー | 北 海 道 北 広 島 市 |
|             | 埼 玉 配 送 セ ン タ ー | 埼 玉 県 行 田 市   |
|             | 福 岡 配 送 セ ン タ ー | 福 岡 県 糟 屋 郡   |



(9) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 301名 | (減)3名     | 45.2歳 | 19.0年  |

(注)上記従業員数には、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等（期中平均93名）を含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株主1名から、当社元取締役5名に対して、平成19年9月から平成24年1月までの間に当時の当社子会社であった2社（株式会社エヌ・エル・シーコーポレーションおよび株式会社シャルレライテック）に対して不合理な貸付けや増資を繰り返し実施したとして、回収不能となった額について損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所に提起され係属しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 16,086,250 株（うち自己株式数 250,101株）
- (3) 株主数 5,505 名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                      | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                                            | 千株    | %       |
| 林 雅 晴                                                                      | 1,508 | 9.53    |
| 有 限 会 社 G & L                                                              | 1,272 | 8.03    |
| 瀬 崎 五 葉                                                                    | 1,014 | 6.41    |
| 林 勝 哉                                                                      | 843   | 5.33    |
| 林 宏 子                                                                      | 797   | 5.04    |
| 林 達 哉                                                                      | 671   | 4.24    |
| 林 直 樹                                                                      | 618   | 3.90    |
| 有 限 会 社 L a m ' s                                                          | 556   | 3.51    |
| I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C<br>(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社) | 506   | 3.20    |
| 林 英 明                                                                      | 264   | 1.67    |

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成29年12月8日開催の取締役会決議により、同月11日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 取得した株式の種類 | 普通株式         |
| 取得した株式の総数 | 250,000株     |
| 取得価額の総額   | 131,500,000円 |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                      |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 奥 平 和 良 | 内部監査室担当                                                                                                            |
| 取 締 役     | 平 山 修   | シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者                                                                                              |
| 取 締 役     | 出 口 みどり | (重要な兼職の状況)<br>フェニックス法律事務所 共同代表弁護士<br>大阪府南河内郡河南町 個人情報保護審査会 委員<br>出口みどり税理士事務所 所長<br>社会福祉法人敬愛会 評議員<br>公益財団法人中山報恩会 評議員 |
| 取 締 役     | 奥 田 清 三 | —                                                                                                                  |
| 監 査 役（常勤） | 吉 田 金 吾 | —                                                                                                                  |
| 監 査 役     | 岸 本 達 司 | (重要な兼職の状況)<br>新世綜合法律事務所 パートナー<br>大阪家庭裁判所 調停委員<br>関西大学会計専門職大学院 非常勤講師<br>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員           |
| 監 査 役     | 井 出 久 美 | (重要な兼職の状況)<br>井出久美公認会計士事務所 所長                                                                                      |

- (注) 1. 取締役出口みどりおよび奥田清三は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。  
 2. 監査役岸本達司および井出久美は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。  
 3. 監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役出口みどりおよび奥田清三ならびに監査役岸本達司および井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度における取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

| 氏 名   | 異 動 前                               | 異 動 後                 | 異動年月日      |
|-------|-------------------------------------|-----------------------|------------|
| 平 山 修 | サロン事業プロジェクト担当、シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者 | シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者 | 平成29年12月1日 |

6. 取締役脇田純一および監査役奥田清三は、平成29年6月29日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
 7. 平成29年6月29日開催の第42回定時株主総会において、新たに奥田清三は取締役に選任され就任いたしました。  
 8. 平成29年6月29日開催の第42回定時株主総会において、新たに吉田金吾は監査役に選任され就任いたしました。  
 9. 取締役出口みどりは、平成30年4月9日付をもって、フェニックス法律事務所を退所し、同月10日付をもって、エバーグリーン法律事務所を開設しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数        | 報酬等の総額           |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(3名) | 65百万円<br>(11百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2名) | 21百万円<br>(11百万円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(5名) | 87百万円<br>(22百万円) |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当事業年度における取締役の変動報酬の支給はありません。  
 3. 平成29年6月29日開催の第42回定時株主総会の終結の時をもって監査役を任期満了により退任し、取締役に就任した奥田清三については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の人数と報酬等の総額に含めております。

## (3) 取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

## ①基本方針

当社は、「企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を報酬等の内容決定の基本方針としております。

## ②取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を役職・職責に応じて設定しております。また、報酬等は、総報酬の9割を固定報酬とし、1割を変動報酬として構成され、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定いたします。固定報酬は、会社業績および各取締役の担当業務における実績や評価に基づき決定し、変動報酬は、当事業年度における純利益に基づき決定します。

なお、取締役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額196百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

## ③監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を職責に応じて設定しております。また、報酬等は、固定報酬によって構成され、業務の評価に基づき、報酬規程の定める範囲内で監査役の協議にて決定いたします。なお、監査役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額34百万円以内で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

#### (4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役および監査役との間で締結しております。

当社が社外取締役および監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および監査役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

#### (5) その他会社役員に関する重要な事項

①平成30年4月1日付にて取締役の担当に変更がありました。

| 氏 名     | 異 動 前                 | 異 動 後                                               |
|---------|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 奥 平 和 良 | 内部監査室担当               | 経営企画部担当、マーケティング本部担当、営業本部担当、法務部担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当 |
| 平 山 修   | シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者 | 事業開発部担当、管理本部担当、内部統制担当、情報取扱責任者                       |

(注)平成30年4月1日付の組織変更に伴い、コーポレートサービス部および人事部を所管する管理本部と、シニア事業プロジェクトを所管する事業開発部を新設しております。

#### ②執行役員の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                  |
|---------|---------|----------------------|
| 執 行 役 員 | 高 田 厚 司 | 営業本部担当               |
| 執 行 役 員 | 許 村 幸 司 | マーケティング本部担当          |
| 執 行 役 員 | 西 島 浩   | 経営企画部担当、人事部担当        |
| 執 行 役 員 | 高 田 博 祐 | コーポレートサービス部担当、内部統制担当 |
| 執 行 役 員 | 原 豊     | 法務部担当、コンプライアンス担当     |

(注)当社は平成30年3月31日をもって執行役員制度を廃止しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職の状況等（平成30年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名     | 兼 職 先 名                                                                            | 兼職の内容                                 | 関 係                         |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 取締役 | 出 口 みどり | フェニックス法律事務所<br>大阪府南河内郡河南町 個人<br>情報保護審査会<br>出口みどり税理士事務所<br>社会福祉法人敬愛会<br>公益財団法人中山報恩会 | 共同代表弁護士<br>委員<br><br>所長<br>評議員<br>評議員 | 当社と兼職先との間には<br>特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 奥 田 清 三 | —                                                                                  | —                                     | —                           |
| 監査役 | 岸 本 達 司 | 新世綜合法律事務所<br>大阪家庭裁判所<br>関西大学会計専門職大学院<br>特定非営利活動法人証券・金融<br>商品あっせん相談センター             | パートナー<br>調停委員<br>非常勤講師<br>あっせん委員      | 当社と兼職先との間には<br>特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 井 出 久 美 | 井出久美公認会計士事務所                                                                       | 所長                                    | 当社と兼職先との間には<br>特別の関係はありません。 |

(注)取締役出口みどりは、平成30年4月9日付をもって、フェニックス法律事務所を退所し、同月10日付をもって、エパーグリーン法律事務所を開設しております。



## ②社外役員の主な活動状況

| 地 位 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 出 口 みどり | 当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席しております。長年にわたる弁護士としての経験と知見から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っております。                                                                                 |
| 取締役 | 奥 田 清 三 | 平成29年6月29日付にて取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席しております。長年にわたる金融機関の売買審査部門等の経験と知見や当社の常勤監査役としての監査経験から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っております。                                       |
| 監査役 | 岸 本 達 司 | 当事業年度に開催された取締役会24回すべてに出席しております。弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために法律面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会24回すべてに出席しております。監査役会においては、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。                                          |
| 監査役 | 井 出 久 美 | 当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席しております。企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために財務および会計面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会24回すべてに出席しております。監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### (参考) 取締役および監査役の研鑽・研修の方針

当社は、取締役および監査役に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用については、当社の負担としております。

具体的には、取締役および監査役に対して、上場企業の役員としての役割・責務を果たすため、コーポレート・ガバナンスを含めた知識や情報を習得する機会として、当社が費用を負担して社外セミナーに参加させたり、弁護士等の外部専門家による法令等の研修会を開催するなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外役員を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業や経営計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外役員として役割・責務が果たせるように支援しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 19百万円 |
| ②当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

平成30年3月31日現在の当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。

#### ①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役および使用人に徹底しております。

また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

社外取締役および社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合に、具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内（法務部）および社外（法律事務所）に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

#### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書および関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存および管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

#### ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、主管部署が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制の構築に取り組んでおります。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、常勤取締役および執行役員にて策定した当社および子会社（以下、企業グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。常勤取締役は、月次の会議にて全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

当社の執行役員制度は、取締役会の業務執行機能を執行役員に一部権限委譲し、役割・責任を明確にし、意思決定や業務執行を迅速に行うための体制として導入しております。

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

#### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、企業グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗およびその他の重要な情報については、月次の会議および取締役会に報告を行う体制にしております。

当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

当社の内部監査室は、子会社の定期的な監査手続を実施し、代表取締役社長が、定期的に取り締役に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

当社の監査役は、会計監査人や内部監査室と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

#### ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として、監査役室を設置するほかに、監査役は、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにしております。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役室は「監査役会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査役会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。監査役室員の人事異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役室員の職務評価等は常勤監査役が行っております。
- ⑧当社およびその子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- 当社の監査役は、事業の報告等について、当社企業グループの取締役および使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査役は、当社の重要な会議へ出席できるようにしております。
- 当社企業グループの取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、監査役に対して報告を行う体制をとっております。
- ⑨当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査役会規則」に定め、その旨を当社企業グループの取締役および使用人に周知徹底しております。
- ⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。
- ⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役は、監査役の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人および内部監査室と意見交換を行う体制にしております。
- 監査役は、事業課題や監査体制等について、定期的に代表取締役社長と意見交換をしております。
- 当社は、監査役会が監査役室に対して監査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。
- ⑫財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、企業グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制ならびにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。



## (2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ①コンプライアンスに関する体制

「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス行動基準」、その他関係諸規程を社内イントラネットに掲載して、役員や使用人に対して周知しております。

また、役員を対象に、社外の専門家によるコンプライアンス研修を実施するとともに、役員および使用人を対象に、e-ラーニングを活用してコンプライアンス教育を定期的を実施することにより、法令遵守意識の向上および定着に努めております。

さらに、法令や規程違反等の早期発見および未然防止を目的に、ホットライン制度を導入しており、社内外にコンプライアンス相談窓口を設置しております。申告・相談があった場合は、コンプライアンス委員会にて調査を行い、当該調査結果を取締役会に具申しております。

### ②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、コーポレートサービス部総務課が、経営上のリスク等の管理を統括し、定期的にコーポレートサービス部長および役員等に報告し、適切かつ迅速に対応しております。また、経営上の重大なリスクが顕在化した場合には、常勤取締役や執行役員、関係部署による情報の共有化や対応策の検討を行い、リスクの最小化・収束に努めております。

事業継続計画（BCP）については、事業活動の継続や早期の再開ができるように、緊急事態における社内体制のルールやインフラ整備等の構築に継続的に取り組んでおります。

### ③取締役の職務執行の効率性に関する体制

執行役員制度により、取締役会の業務執行機能・権限を執行役員に一部委譲することで、経営に関する意思決定や業務執行の迅速化を図っております。

また、常勤取締役および執行役員は、経営方針や経営計画、年度予算を検討・立案し、取締役会にて決議するとともに、月次の業績検討会にて業務計画や業績等の進捗確認や対応策の検討を行い、四半期単位で取締役会へ報告をしております。

#### ④監査役監査の実効性に関する体制

監査役は、監査方針や監査計画に基づき、会計監査人や内部監査室と連携を図りながら、当社における執行業務や財産等に関する監査を実施しております。

また、常勤監査役および監査役室は、社内の主要会議に出席し、適宜、情報収集を行い、監査役会に報告しております。

さらに、監査役は、会計監査人および内部監査室間での情報共有や意見交換、代表取締役社長との意見交換を定期的に行うとともに、常勤監査役と内部監査室との月例ミーティングによる情報共有をしております。

#### ⑤財務報告の適正性に関する体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価の基本計画において、内部統制評価の実施方針、評価の範囲および代表取締役社長を最高責任者とした体制を定めております。当該基本計画に基づき、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しております。



**(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針**

当社は、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求してまいります。そして、当社の「基本理念」および「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

**(参考) 関連当事者の取引に関する手続き**

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取り締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>16,758</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,927</b>  |
| 現金及び預金          | 12,367        | 買掛金            | 683           |
| 売掛金             | 86            | 未払金            | 797           |
| 商品              | 3,810         | 未払法人税等         | 70            |
| 繰延税金資産          | 254           | 賞与引当金          | 222           |
| その他             | 250           | その他            | 154           |
| 貸倒引当金           | △11           | <b>固定負債</b>    | <b>611</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,274</b>  | 売上割戻引当金        | 189           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,498</b>  | 退職給付引当金        | 307           |
| 建物及び構築物         | 1,113         | 長期未払金          | 115           |
| 土地              | 907           | <b>負債合計</b>    | <b>2,539</b>  |
| その他             | 477           | <b>(純資産の部)</b> |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>851</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>19,511</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,924</b>  | 資本金            | 3,600         |
| 投資有価証券          | 520           | 資本剰余金          | 4,897         |
| 長期貸付金           | 5             | 資本準備金          | 4,897         |
| 前払年金費用          | 894           | 利益剰余金          | 11,144        |
| 繰延税金資産          | 208           | 利益準備金          | 650           |
| その他             | 301           | その他利益剰余金       | 10,494        |
| 貸倒引当金           | △4            | 別途積立金          | 8,900         |
| <b>資産合計</b>     | <b>22,032</b> | 繰越利益剰余金        | 1,594         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△131</b>   |
|                 |               | 評価・換算差額等       | △18           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | △18           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>19,492</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>22,032</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自平成29年4月1日  
至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 17,510 |
| 売 上 原 価               |     | 9,075  |
| 売 上 総 利 益             |     | 8,434  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 7,897  |
| 営 業 利 益               |     | 537    |
| 営 業 外 収 益             |     | 24     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 10  |        |
| 雑 収 入                 | 14  |        |
| 営 業 外 費 用             |     | 2      |
| 支 払 利 息               | 0   |        |
| 雑 損 失                 | 2   |        |
| 経 常 利 益               |     | 558    |
| 特 別 利 益               |     | 1      |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1   |        |
| 特 別 損 失               |     | 65     |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 0   |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 65  |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 494    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 193 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △23 | 170    |
| 当 期 純 利 益             |     | 324    |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日)  
(至平成30年3月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本  |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                  |             |
|--------------------------|-------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|------|--------|------------------|-------------|
|                          | 資本金   | 資本剰余金            |             |                  | 利益剰余金            |                  |                                 | 自己株式 | 株主資本合計 |                  |             |
|                          |       | 資<br>準<br>備<br>金 | 本<br>金<br>計 | 資<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金         |                                 |      |        | 利<br>剰<br>余<br>金 | 益<br>金<br>計 |
|                          |       |                  |             |                  |                  | 別<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |      |        |                  |             |
| 平成29年4月1日残高              | 3,600 | 4,897            | 4,897       | 650              | 8,900            | 1,511            | 11,061                          | △0   | 19,559 |                  |             |
| 当事業年度中の変動額               |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                  |             |
| 剰余金の配当                   |       |                  |             |                  |                  | △241             | △241                            |      | △241   |                  |             |
| 当期純利益                    |       |                  |             |                  |                  | 324              | 324                             |      | 324    |                  |             |
| 自己株式の取得                  |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 | △131 | △131   |                  |             |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                  |             |
| 当事業年度中の変動額合計             |       |                  |             |                  |                  | 83               | 83                              | △131 | △48    |                  |             |
| 平成30年3月31日残高             | 3,600 | 4,897            | 4,897       | 650              | 8,900            | 1,594            | 11,144                          | △131 | 19,511 |                  |             |

|                          | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|--------------------------|------------------|----------------|--------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 平成29年4月1日残高              | △19              | △19            | 19,540 |
| 当事業年度中の変動額               |                  |                |        |
| 剰余金の配当                   |                  |                | △241   |
| 当期純利益                    |                  |                | 324    |
| 自己株式の取得                  |                  |                | △131   |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) | 0                | 0              | 0      |
| 当事業年度中の変動額合計             | 0                | 0              | △47    |
| 平成30年3月31日残高             | △18              | △18            | 19,492 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 重要な会計方針

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 商 品 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ② 投資有価証券  
 其他有価証券  
 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
 建 物 7年～39年  
 構 築 物 5年～35年
- ② 無形固定資産 定額法

#### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 売上割戻引当金 代理店・特約店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額 4,614百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,086,250株

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 250,101株

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原 資   | 1株当たり<br>配当金(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|------------|-----------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式       | 241             | 利 益<br>剰 余 金 | 15              | 平成29年3月31日 | 平成29年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
以下のとおり、決議する予定であります。

| 決 議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原 資   | 1株当たり<br>配当金(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|------------|-----------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 平成30年6月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式       | 237             | 利 益<br>剰 余 金 | 15              | 平成30年3月31日 | 平成30年6月29日 |

**(金融商品に関する注記)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である投資信託、債券および株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

## ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引および管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績および残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告されています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

|                       | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)  | 差額   |
|-----------------------|-----------------|--------|------|
| (1) 現金及び預金            | 12,367          | 12,367 | －    |
| (2) 売掛金               | 86              | 86     | －    |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 519             | 519    | －    |
| (4) 買掛金               | (683)           | (683)  | －    |
| (5) 未払金               | (797)           | (797)  | －    |
| (6) 長期未払金             | (115)           | (109)  | (△5) |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

#### 繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 商 品       | 432百万円 |
| 退職給付引当金   | 132百万円 |
| 賞与引当金     | 68百万円  |
| 売上割戻引当金   | 57百万円  |
| 未払金       | 51百万円  |
| その他       | 67百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 809百万円 |
| 評価性引当額    | △74百万円 |
| 繰延税金資産の合計 | 735百万円 |

#### 繰延税金負債

|           |         |
|-----------|---------|
| 前払年金費用    | △273百万円 |
| 繰延税金負債の合計 | △273百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 462百万円  |

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,230円89銭

1株当たり当期純利益 20円27銭

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 シャルレ  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

|        |                |
|--------|----------------|
| 代表社員   | 公認会計士 田中 郁生 ㊞  |
| 業務執行社員 |                |
| 業務執行社員 | 公認会計士 中須賀 高典 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社シャルレ 監査役会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 吉 田 金 吾 | Ⓔ |
| 監 査 役     | 岸 本 達 司 | Ⓔ |
| 監 査 役     | 井 出 久 美 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議 案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題に位置付け、必要な内部留保資金を確保しつつ継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年1回の期末配当を基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に考慮した結果、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円  
配当総額 237,542,235円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日

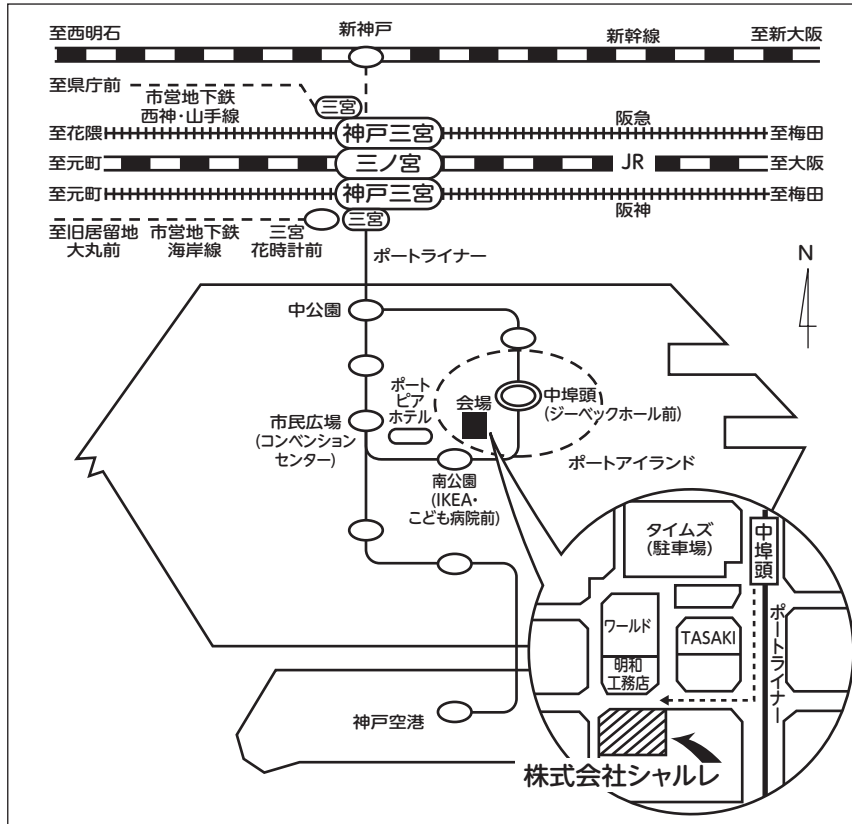
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

# 株主総会会場ご案内図

- 株主総会会場  
神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
当社 ポートアイランドビル 大ホール
  - 株主総会会場への交通アクセス  
ポートライナー三宮駅より  
北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約14分  
ポートライナー神戸空港駅より  
三宮方面行に乗車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・  
北埠頭方面行に乗り換え  
中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約12分  
(乗り換え時間は含んでおりません。)
- 中埠頭駅（ジーベックホール前）、西側階段より南へ徒歩約5分



## (お知らせ)

- 株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様1名につき1つとさせていただきます。
- 会場に駐車場の用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。